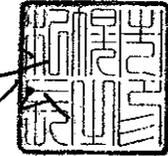


札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 4 号

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市個人番号利用条例施行規則（平成27年規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表1（第2条関係）		別表1（第2条関係）	
条例別表 1の機関	規則で定める事務	条例別表 1の機関	規則で定める事務

改正前

の欄

1 市長

- (1) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定を準用して行われる保護の実施に関する事務
- (2) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第24条第1項の規定を準用して行われる保護の開始又は同条第9項の規定を準用して行われる保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第25条第1項の規定を準用して行われる職権による保護の開始又は同条第2項の規定を準用して行われる職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第26条の規定を準用して行われる保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第29条第1項の規定を準用して行われる資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第55条の4第1項の規定を準用して行われる就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

改正後

の欄

1 削除

改正前		改正後	
	<p>(7) <u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法第55条の5第1項の規定を準用して行われる進学・就職準備給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</u></p> <p>(8) <u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法第55条の8第1項の規定を準用して行われる被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</u></p> <p>(9) <u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法第63条の規定を準用して行われる保護に要する費用の返還に関する事務</u></p> <p>(10) <u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定を準用して行われる徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行われる徴収金の徴収を含む。）に関する事務</u></p>		
2～10	(略)	2～10	(略)
11	市長 (1) <u>札幌市訪問指導事業における訪問指導の実施に関する事務</u>	11	削除
12～21	(略)	12～21	(略)

別表2（第3条関係）

条例別表	規則で定める事務	規則で定める特定個人情報
------	----------	--------------

別表2（第3条関係）

条例別表	規則で定める事務	規則で定める特定個人情報
------	----------	--------------

改正前			改正後		
2の機関 の欄			2の機関 の欄		
1 市長	(1)~(3) (略)		1 市長	(1)~(3) (略)	
	(4) 地方税法第331条の規定による市町村民税の滞納処分、同法第373条の規定による固定資産税の滞納処分、同法第463条の27の規定による種別割の滞納処分、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定によ	(略)		(4) 地方税法第331条の規定による市町村民税の滞納処分、同法第373条の規定による固定資産税の滞納処分、同法第463条の27の規定による種別割の滞納処分、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定によ	(略)

改正前		改正後	
	<p>る改正前の地方税法第459条の規定による軽自動車税の滞納処分、地方税法第485条の3の規定によるたばこ税の滞納処分、同法第613条の規定による特別土地保有税の滞納処分、同法第701条の18の規定による入湯税の滞納処分、同法第701条の65の規定による事業所税の滞納処分又は同法第702条の8第1項の規定により固定資産税の賦課徴収の例によることとされる都市計画税の滞納処分に関する事務</p>		<p>る改正前の地方税法第459条の規定による軽自動車税の滞納処分、地方税法第485条の3の規定によるたばこ税の滞納処分、同法第613条の規定による特別土地保有税の滞納処分、同法第701条の18の規定による入湯税の滞納処分、同法第701条の65の規定による事業所税の滞納処分、同法第702条の8第1項の規定により固定資産税の賦課徴収の例によることとされる都市計画税の滞納処分又は同法第733条の24の規定による法定外</p>

改正前			改正後		
				目的税の滞納処分に関する事務	
	(5)・(6) (略)			(5)・(6) (略)	
2 市長	(1) (略)	<p>ア <u>中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る身体障害者手帳関係情報</u></p> <p>イ <u>要支援者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</u></p>	2 市長	(1) (略)	

改正前		改正後	
	<p>ウ 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>エ 要支援者等に係る療育手帳関係情報</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>		<p>ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る療育手帳関係情報</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(2) 中国残留邦人等支援法第14	ア 2の項(1)の目に掲げる特定個人情報(オに掲	(2) 中国残留邦人等支援法第14	ア 2の項(1)の目ア及びウに掲げる特定個人情報

改正前		改正後	
<p>条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。2の項において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p><u>げる特定個人情報を除く。</u></p>	<p>条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。2の項において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)	

改正前		改正後	
	<p>1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る身体障害者手帳関係情報</p> <p>イ 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>ウ 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>エ 要保護者等に係る療育手帳関係情報</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>		<p>ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る療育手帳関係情報</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(2) (略)	ア 3の項(1)の目に掲げる特定個人情報（オに掲げる特定個人情報を除く。）	(2) (略)	ア 3の項(1)の目ア及びウに掲げる特定個人情報
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)	
(6) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項	(略)	(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴	(略)

改正前			改正後		
	までの規定による徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務			収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務	
4 市長	(1) (略)	<p>ア <u>生活保護法第6条第2項の規定の準用により要保護者とされる外国人又は同条第1項の規定の準用により被保護者とされる外国人であった者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る身体障害者手帳関係情報</u></p> <p>イ <u>外国人要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</u></p> <p>ウ <u>外国人要保護者等に係る療育手帳関係情報</u></p>	4 市長	(1) (略)	<p>ア <u>生活保護法第6条第2項の規定の準用により要保護者とされる外国人又は同条第1項の規定の準用により被保護者とされる外国人であった者（以下「外国人要保護者等」</u></p>

改正前		改正後	
			という。)に係る療育手帳関係情報 イ (略) ウ (略)
	エ (略) オ (略) カ 外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第44条第1号で定める情報		
(2)	(略)	ア 4の項(1)の目に掲げる特定個人情報(エ及びカに掲げる特定個人情報を除く。) イ 外国人要保護者等に係る利用特定個人情報提供省令第44条第2号で定める情報	(2) (略) ア 4の項(1)の目ア及びウに掲げる特定個人情報
(3)	(略)	ア 4の項(1)の目に掲げる特定個人情報(エ及びカに掲げる特定個人情報	(3) (略) ア 4の項(2)の目に掲げる特定個人情報

改正前		改正後	
	を除く。) イ 外国人要保護者等に係 る利用特定個人情報提供 省令第44条第3号で定め る情報		
(4) (略)	ア 4の項(1)の目に掲げ る特定個人情報(エ及び カに掲げる特定個人情 報を除く。) イ 外国人要保護者等に係 る利用特定個人情報提供 省令第44条第4号で定め る情報	(4) (略)	ア 4の項(2)の目に掲げ る特定個人情報
(5) (略)	ア 4の項(1)の目に掲げ る特定個人情報(エ及び カに掲げる特定個人情 報を除く。) イ 外国人要保護者等に係 る利用特定個人情報提供 省令第44条第5号で定め る情報	(5) (略)	ア 4の項(2)の目に掲げ る特定個人情報
(6) 生活に困窮 する外国人に対 して生活保護法 第77条第1項、 第77条の2第1 項又は第78条第	ア 4の項(1)の目に掲げ る特定個人情報(エ及び カに掲げる特定個人情 報を除く。) イ 外国人要保護者等に係 る利用特定個人情報提供	(6) 生活に困窮 する外国人に対 して生活保護法 第77条第1項又 は第78条第1項 から第3項まで	ア 4の項(2)の目に掲げ る特定個人情報

改正前			改正後		
	1項から第3項までの規定を準用して行われる徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行われる徴収金の徴収を含む。）に関する事務	省令第44条第6号で定める情報		の規定を準用して行われる徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行われる徴収金の徴収を含む。）に関する事務	
5～8 (略)			5～8 (略)		
9 市長	(1) (略)	ア～テ (略) ト 高齢者等又は当該高齢者等と同一の世帯に属する者に係る札幌市訪問指導事業による訪問指導の実施に関する情報	9 市長	(1) (略)	ア～テ (略)
10 (略)			10 (略)		
11 市長	(1)～(3) (略)		11 市長	(1)～(3) (略)	
	(4) (略)	ア～オ (略) カ 当該判断の対象となる者又はその者の二親等内の親族に係る札幌市訪問指導事業による訪問指導の実施に関する情報		(4) (略)	ア～オ (略)
	(5) (略)	ア～ス (略)		(5) (略)	ア～ス (略)

改正前			改正後		
		セ 当該会議の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る札幌市訪問指導事業による訪問指導の実施に関する情報			
	(6) (略)	ア～ス (略) セ 当該支援の対象となる者又はその者を現に養護する者に係る札幌市訪問指導事業による訪問指導の実施に関する情報	(6) (略)	ア～ス (略)	
	(7)・(8) (略)		(7)・(8) (略)		
11の2～13 (略)			11の2～13 (略)		
14 市長	(1) 札幌市訪問指導事業における訪問指導の実施に関する事務	ア 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報 イ' 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報 ウ 当該訪問指導の対象と	14 削除		

改正前			改正後		
		<p>なる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料に関する情報</p> <p>エ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料に関する情報</p> <p>オ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報</p> <p>カ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>キ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>ク 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る</p>			

改正前

改正後

外国人生活保護実施関係
情報

ケ 当該訪問指導の対象と
なる者又はその者と同一
の世帯に属する者に係る
療育手帳関係情報

コ 当該訪問指導の対象と
なる者又はその者と同一
の世帯に属する者に係る
介護保険法第18条第1号
の介護給付、同条第2号
の予防給付又は同条第3
号の市町村特別給付の支
給に関する情報

サ 当該訪問指導の対象と
なる者又はその者と同一
の世帯に属する者に係る
介護認定関係情報

シ 当該訪問指導の対象と
なる者又はその者と同一
の世帯に属する者に係る
札幌市地域ケア会議推進
事業による地域ケア会議
又は区連絡会議・地区連
絡会議の実施に関する情
報

ス 当該訪問指導の対象と

改正前		改正後		
	<p>なる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る札幌市認知症初期集中支援推進事業の実施に関する情報</p> <p>セ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報</p> <p>ソ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>タ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法第27条の老齢基礎年金の額、同法第44条の付加年金の額、同法第50条の寡婦年金の額又は同法第52条の4の死亡一時金の額に関する情報</p> <p>チ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る</p>			

改正前			改正後		
		<p>中国残留邦人等支援給付等実施関係情報</p> <p>ツ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報</p> <p>テ 当該訪問指導の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第6条の相談、指導及び助言、同法第9条の措置又は同法第11条第1項の規定による立入調査に関する情報</p>			
15・16 (略)			15・16 (略)		
17	市長 (1) (略)	<p>ア 当該請求に係る児童についての身体障害者手帳関係情報</p> <p>イ～ツ (略)</p>	17	市長 (1) (略)	
18	市長 (1) (略)	<p>ア 当該請求に係る受給資格者についての身体障害者手帳関係情報</p> <p>イ～コ (略)</p>	18	市長 (1) (略)	ア～チ (略)
					ア～ケ (略)

改正前			改正後		
	(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)	
19 市長	(1)～(4) (略)		19 市長	(1)～(4) (略)	
	(5) (略)	ア 当該申請を行う者に係る身体障害者手帳関係情報 イ 当該申請を行う者に係る介護認定関係情報 ウ 当該申請を行う者に係る高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報		(5) (略)	ア 当該申請に係る障害者又は障害児についての介護認定関係情報 イ 当該申請に係る障害者又は障害児についての高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報
	(6)～(24) (略)			(6)～(24) (略)	
20～24の2	(略)		20～24の2	(略)	
25 市長	(1)・(2) (略)		25 市長	(1)・(2) (略)	
	(3) (略)	ア (略) イ 当該届出を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 ウ (略) エ (略) オ (略)		(3) (略)	ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略)
26～33	(略)		26～33	(略)	
34 市長	(1) (略)		34 市長	(1) (略)	
	(2) (略)	ア 当該申請をした公営住		(2) (略)	ア 当該申請をした公営住

改正前		改正後	
	宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報		宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)	ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報	(4) (略)	ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
(5) (略)	ア 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報	(5) (略)	ア 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
(6) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請をした公営住宅の入居者若しくはその同居者又は公営住宅法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報	(6) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報 イ 公営住宅法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
		(6)の2 公営住宅法第27条第6	ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居

改正前			改正後		
				項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
	(7)・(8) (略)		(7)・(8) (略)		
	(9) (略)	ア 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報	(9) (略)	ア 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報	
	(10) (略)		(10) (略)		
	(11) (略)	ア 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報 イ (略)	(11) (略)	ア 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る34の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報 イ (略)	
	(12)～(14) (略)		(12)～(14) (略)		
35 市長	(1) (略)		35 市長	(1) (略)	
	(2) (略)	ア 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る35の項(1)の目イ及びウに掲げる特定個人情報		(2) (略)	ア 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る35の項(1)の目ウに掲げる特定個人情報
	(3) (略)	ア 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居		(3) (略)	ア 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居

改正前		改正後	
	者に係る35の項(1)の目 イ及びウに掲げる特定個人 情報		者に係る35の項(1)の目 ウに掲げる特定個人情報
(4) (略)	ア 当該申込みをした者又 はその者と同居しようと する者に係る35の項(1) の目イ及びウに掲げる特 定個人情報	(4) (略)	ア 当該申込みをした者又 はその者と同居しようと する者に係る35の項(1) の目ウに掲げる特定個人 情報
(5) (略)	ア 当該請求をした改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 イ及びウに掲げる特定個人 情報 イ (略)	(5) (略)	ア 当該請求をした改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 ウに掲げる特定個人情報 イ (略)
(6) (略)		(6) (略)	
(7) (略)	ア 当該申請をした改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 イ及びウに掲げる特定個人 情報	(7) (略)	ア 当該申請をした改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 ウに掲げる特定個人情報
(8) (略)	ア 当該徴収に係る改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 イ及びウに掲げる特定個人 情報	(8) (略)	ア 当該徴収に係る改良住 宅の入居者又はその同居 者に係る35の項(1)の目 ウに掲げる特定個人情報
(9) (略)	ア 当該徴収猶予の申請を した改良住宅の入居者又	(9) (略)	ア 当該徴収猶予の申請を した改良住宅の入居者又

改正前			改正後		
		はその同居者に係る35の 項(1)の目イ及びウに掲 げる特定個人情報			はその同居者に係る35の 項(1)の目ウに掲げる特 定個人情報
	(10)・(11)	(略)		(10)・(11)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1の11の項並びに別表2の1の項(4)の目、9の項、11の項(4)の目から(6)の目まで及び14の項の改正に係る部分は、令和8年4月1日から施行する。